

# ◇納税証明書を電子申請する方へ◇

茨城県では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆さまの個人情報保護を図るために、申請時の「本人確認」をより厳格に行いますので、ご協力とご理解をお願いいたします。

## ◇対象となる納税証明書

- 税額等の証明（様式第40号の4（ア））
- 未納がないことの証明等（様式第40号の4（イ））

## ◇添付いただく本人確認書類

納税証明書を電子申請する際、次の「本人確認書類」を添付してください。

<b>1点の提示で足りるもの</b>	<b>① 官公署が発行した身分証明書等で顔写真を貼り付けたもの</b> 【例】 個人番号カード、運転免許証、写真付き住民基本台帳カード 等 ※税理士等であることを証する書類のうち、顔写真付きのものは①と同様に取り扱います。
<b>2点以上の提示が必要なもの</b>	<b>② 官公署が発行した身分証明書等で顔写真を貼り付けていないもの</b> 【例】 各種健康保険証、写真の貼付のない住民基本台帳カード、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険又は船員保険の年金証書、共済年金又は恩給の証書 等 ※税理士等であることを証する書類のうち、顔写真のないものは②と同様に取り扱います。
<b>②+② 又は ②+③で ご提示ください。</b>	<b>③ その他の本人名義の書類（②の1点と組み合わせて確認）</b> 【例】 旅券（パスポート）、学生証（顔写真付き）、社員証（顔写真付き）、公共料金の領収証書（領収日から1年以内のもの）、国税又は地方税の納税通知書（発行後1年以内のもの）、国税又は地方税の領収書（領収日から1年以内のもの）、金融機関のキャッシュカード、金融機関の預（貯）金通帳、クレジットカード、タスポカード、税理士等の補助者又は事務員であることを証する書類（顔写真付き）、その他県税事務所長が適当と認める書類

※1 税理士等とは税理士、行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、弁理士及び海事代理士をいいます。

※2 有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

※3 申請画面に記載した住所・氏名が確認できる書類を添付してください。